

アルドールテニスステージ インターンシップ実施要綱

制定 2019年 3月 1日

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、アルドールテニスステージ（以下「当社」という。）が行うインターンシップ制度に関する基本的事項について定める。

(インターンシップの目的)

第2条 アルドールテニスステージ インターンシップ制度は、学生に対してテニススクールでの就業体験の機会を与えることにより、学生の職業意識の向上や理解を深めることを目的とする。

(実習生の受入手続き等)

第3条 学生は、実習を希望するときは、当社に対して別記様式1により実習の申込みを行い、事前面接を行わなければならない。

2 インターンシップ選考担当者は、学生から実習の申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して、実習を希望する学生を選考し、受入れの可否を通知する。

(1) 希望する実習の内容が当社で予定している実習テーマと合致していること

(2) 当社の業務執行に支障がないこと

3 前項の規定に基づく決定を行う際は、選考担当者は、実習の受入先となる各校責任者に協議するものとする。

4 学生の受入れを決定した場合は、当社は学生と別記様式2により協定を締結する。

(報酬等)

第4条 当社は、実習の受入れを決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、期間中の旅費、宿泊費においては一部負担するが、賃金、報酬、手当、及びその他一切の金品は支給しない。

(実習生の身分)

第5条 実習生は、教育機関の学生としての身分を有し、当社従業員としての身分を有しない。

(実習に専念する義務)

第6条 実習生は、当社従業員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 実習生は、当社の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第8条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、前項に反して報告又は論文を書いてはならない。

3 実習生は、当社の書類または実績等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得るものとする。

(実習中における事故責任等)

第9条 実習生は実習期間中の事故等に備えて傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 実習中における事故に関して、実習生は自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により当社に損害を与えたときは、実習生は、当社に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害に関しては、当社は一切の責任を負わない。

(実習生の提出書類)

第10条 実習生は、前4条の規定を遵守することを誓約するため、当社に対して別記様式3により誓約書を実習の前までに提出しなければならない。

(実習の中止)

第11条 当社は、実習生が前5条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。

(実習の証明)

第12条 当社は、教育機関が実習生の実習内容等について証明を求めたときは、これを行うものとする。

(その他別に定める事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、アルドールテニスステージ インターンシップに関して必要な事項は、別途定める。